

# グローバル時代における電気通信市場の競争のあり方について — 「光の道」構想の実現にむけて —



2010年4月20日  
KDDI株式会社

※本資料中では敬称を省略しております。

# 本資料の構成

「光の道」構想実現に向けて	P 2-4
多様な事業者による公正競争	5
公正競争を実現するうえでの課題	6
設備競争の拡大	7-8
サービス競争の促進	9
ボトルネック設備の問題	10-11
総合的な市場支配力の問題	12-16
公正競争実現に向けて	17
まとめ	18

注)

本資料内では用語を以下のとおり定義し、使用している。

- ボトルネック設備:** NTT東・西が保有するメタル、光ファイバー及び管路・とう道・電柱等の線路敷設基盤等
- アクセス分離:** 線路敷設基盤に加え、NTT収容局からユーザ宅までのメタル回線、光ファイバー回線部分の分離  
 (局舎内の交換機、ルーター等は含まない)
- 市場支配力:** ボトルネック設備のみに起因するものではなく、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、  
 広告宣伝力、資本関係といった総合的な事業能力等に起因する企業グループの市場支配力
- ユニバーサルサービス:** 不採算地域等におけるインフラ設備上で提供される音声、ブロードバンド等の「サービス」を意味するものであり、  
 「インフラの整備」とは区別して使用

## 「光の道」の整備 —アクセス網整備の方法—

1985年以降、電気通信市場の規制緩和及び競争政策の推進により、  
通信料金の低廉化、多様なサービスが出現

※2009年12月10日「過去の競争政策のレビュー部会」・「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」(第3回)  
<合同ヒアリング①> (以下「第1回合同ヒアリング」)当社資料 P. 9、P. 15、P. 29～30参照

- 「光の道」整備は、電気通信市場の**より一層の競争促進により、民間主導**で進めるべき
- 条件不利地域の整備は、公的資金を投入する場合においても、**公正競争を歪めない形で**行うべき

### 国民の「光の道」へのアクセス権の保障 ーユニバーサルサービスの見直しー

- 音声サービスに加え、「あまねく利用され、国民生活に不可欠」なことを前提に  
ブロードバンドをユニバーサルサービスに
- 国民にとって過度な負担とならないように留意
  - ーユニバーサルサービス料金は国民生活に不可欠なサービスを維持するために  
全国民が平等に負担すべきもの  
従って、国民がその運用を監視できる仕組み作りが必要
- 補てん地域と競争地域間の会計分離等により透明性を確保

## ICT利活用促進による「豊かな社会」の実現 —ICT利活用一括法案(各種規制の見直し等)—

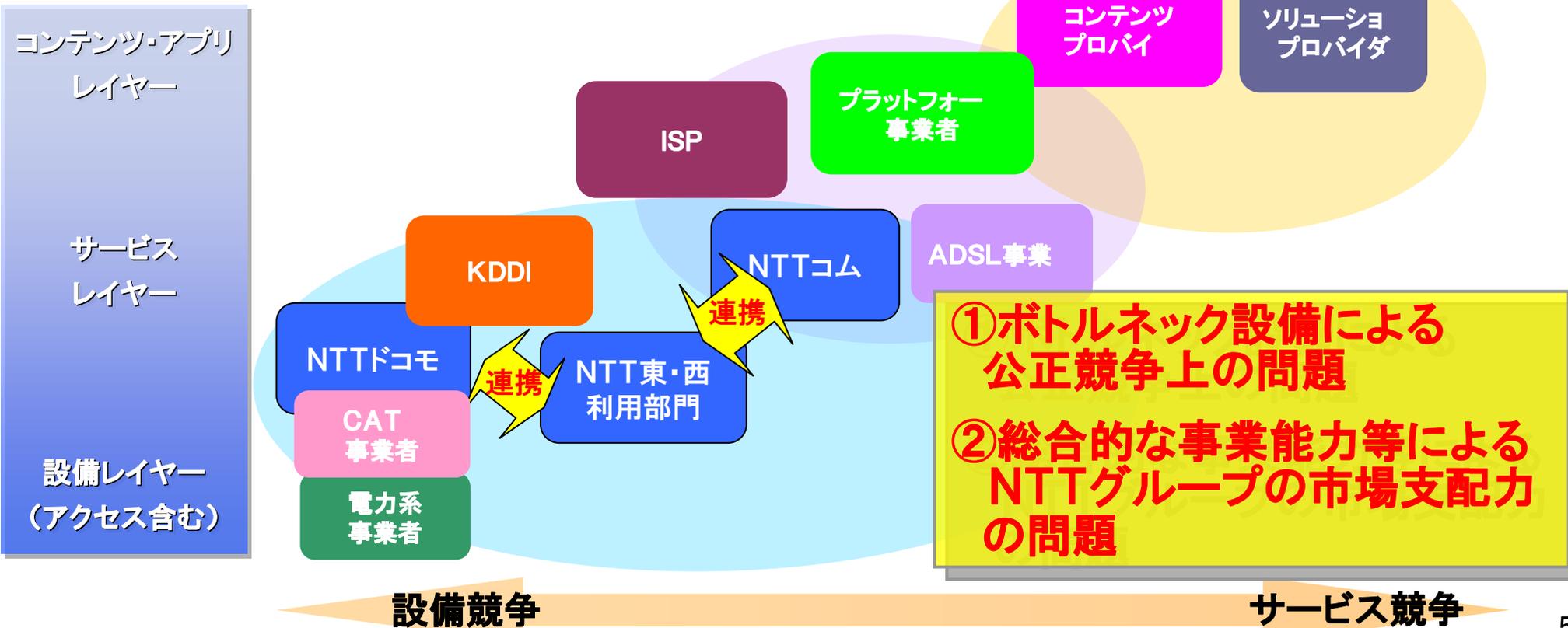
- **全国民が必要性、利便性を自ら実感できる仕組み** 作りが必要
- 政府の重点取り組み分野(電子政府、医療、教育等)における公的機関の先導的な役割を期待
  - ICT利活用の促進につながる積極的な規制改革の実施
- **民間の創意工夫による「新たな価値(サービス)」**を組み合わせることによりICT利活用の加速度的普及が可能

# 多様な事業者による公正競争

「新たな価値」実現のためには、アクセスを含む設備レイヤーでの競争を始めとする

**あらゆるビジネスモデルでの競争が必要**

これまでの競争状況(イメージ)



# 公正競争を実現するうえでの課題

NTTグループには引き続きドミナンス規制が必要  
 NTTの市場支配力＝ボトルネック独占＋総合的な市場支配力

NTT東・西：「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承  
 持株体制：グループ各社が連携し圧倒的な市場支配力を保持

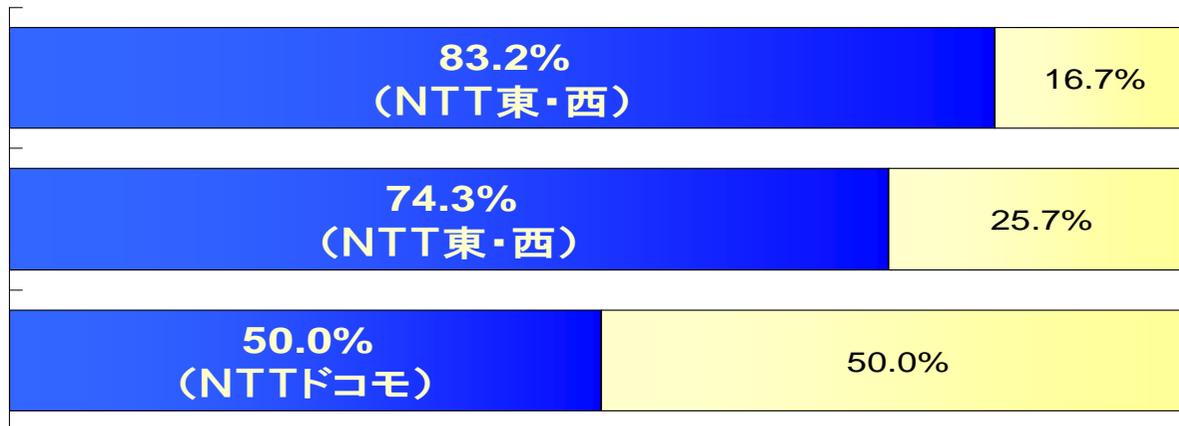
**これまでの競争政策を推進し、  
 更に競争を活性化**

## NTTグループの市場シェア

加入電話(5,802万契約)  
※2009年12月末時点  
(OABJ— IP電話、直取電話、CATV電話を含む)

FTTH(1,719万契約)  
※2009年12月末時点

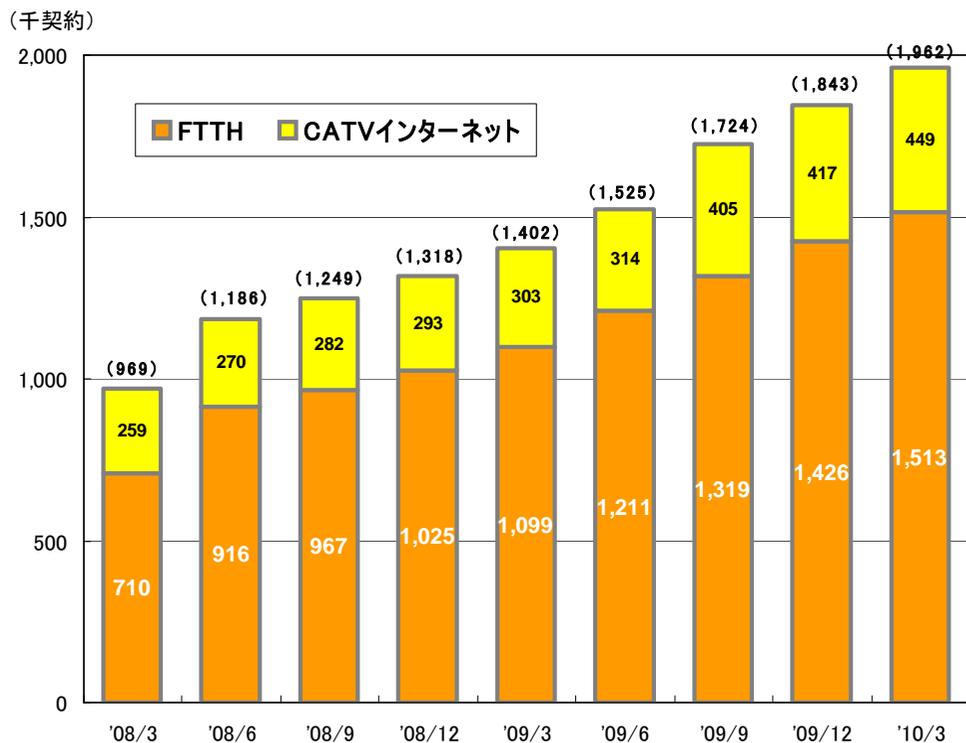
携帯電話(11,218万契約)  
※2010年3月末時点



# 設備競争の拡大

- 当社は、これまで関東、中部(CTC)において自前の光アクセスを敷設
- より高速(最大1Gbps)、低廉なFTTHサービスを関東、札幌圏、仙台、宇都宮、金沢、沖縄(沖縄セルラー)において既に提供開始し、新たな需要を創造
- CATV子会社(JCN)では、最大160Mbps(下り)のインターネットサービスを提供

KDDIグループの  
FTTH、CATVインターネットの回線数



サービスの展開



# 設備競争の拡大

**設備競争**を行うことにより、

「インフラ整備の効率化」 ⇒ 「コスト・料金の低廉化」

「インフラ設備の技術革新」 ⇒ 「サービスの高度化」が実現

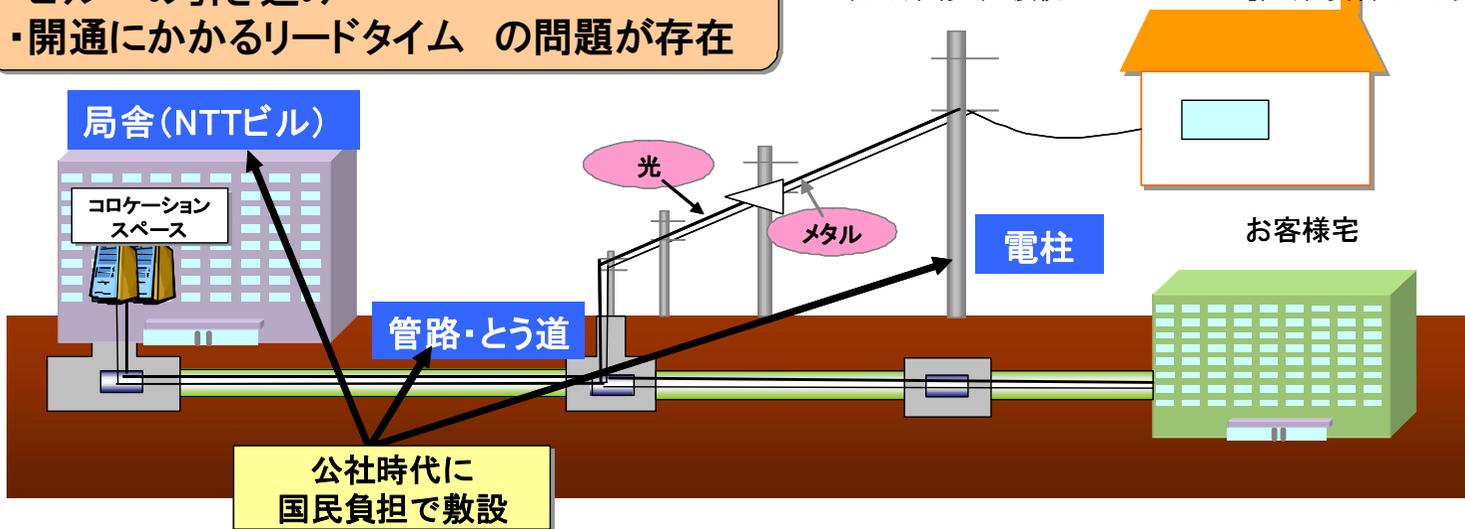
線路敷設基盤(管路・とう道・電柱等)の利用に課題

⇒ **開放徹底・ルール強化で競争促進**

- ・空きスペースの確保
- ・ビルへの引き込み
- ・開通にかかるリードタイム の問題が存在

※「第1回合同ヒアリング」当社資料P. 20参照

※2009年3月6日情報通信審議会 電気通信事業政策部会・接続政策委員会  
 合同公開ヒアリング(第1回)(電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの  
 の在り方)(以下「接続ルールヒアリング」)当社資料 P. 5 参照



# サービス競争の促進

- ・設備競争の拡大にはある程度の時間が必要
- ・全ての利用者の多様な選択肢確保

多様な事業者による **サービス競争** を活用

## 必要な措置

- ・現行接続ルール(ダークファイバ等のアンバンドル義務)の継続 (参考1)
- ・アクセス回線と一体で機能するように構築された次世代網(NGN)の開放 (参考2)

※「第1回合同ヒアリング」当社資料 P. 22参照

※「接続ルールヒアリング」当社資料 P. 6～7 参照

## ボトルネック設備の問題が存在

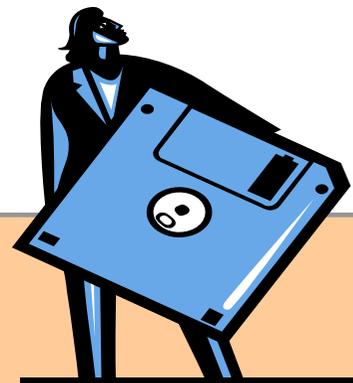


## ボトルネック設備に起因する公正競争上の問題

例えば、



ダークファイバー等の利用に  
おける手続・リードタイムの  
非同等性



競争事業者の接続情報の  
不正流用

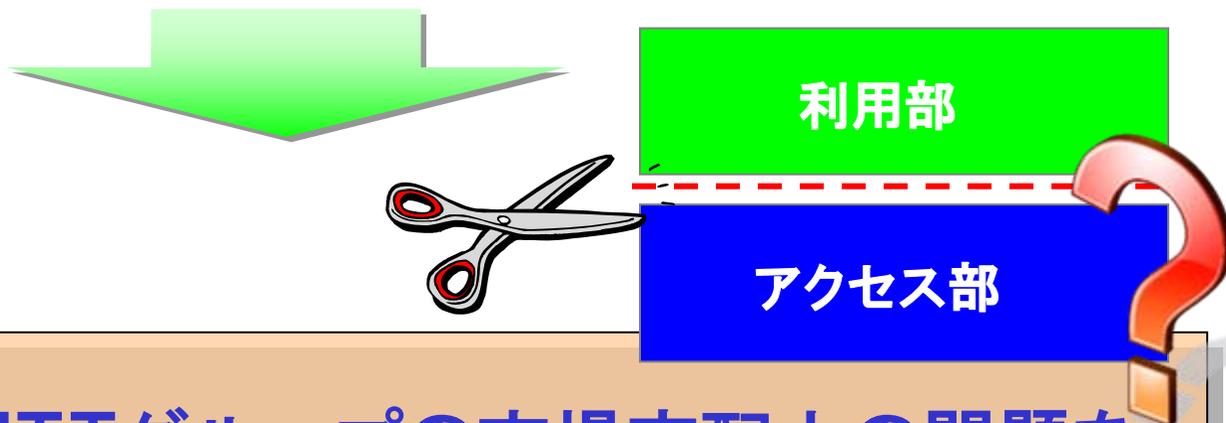
# ボトルネック設備の問題

ボトルネック設備問題を基点に公正競争を考えると、

**NTT東・西のアクセス部門の完全資本分離** が有効

※分離後のアクセス会社に設備開放義務を負わせる

※実効性担保のため、開放状況について公正競争を監視する機能も必要

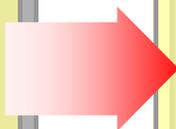


ただし、総合的なNTTグループの市場支配力の問題を考慮し、どのように措置すべきか議論が必要

# 総合的な市場支配力の問題

通信＝設備産業 ⇒ 自然独占

ボトルネックの問題が解決しても、  
通信市場にはネットワーク外部性が働く



市場支配力の強い事業者のシェア  
はさらに増大



利用者の選択の自由度が狭まる



## 市場支配力に対する規制により競争を促進

欧米では、設備シェアを発動の前提とはせずに設備シェアを含めた

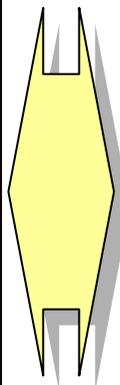
総合的な企業の市場支配力(SMP※)を認定する

通信法上の枠組みあり(例:EU、米国)

※SMP: Significant Market Power

## 日本の現状

日本では、  
**ドミナント規制の適用は**  
**指定電気通信設備**  
 あることを前提にしている。



## 世界の現状(例)

国/組織名	法律、条文における記述部分
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信法 第10条 電気通信サービスの提供における競争を促進</li> <li>・FCC規則 第61.3条 支配的事業者—FCCにより市場支配力(すなわち料金をコントロールする力)を有すると認定された事業者</li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EU運営条約 第102条(一般競争法の適用) 市場支配的地位の濫用禁止</li> <li>・EU枠組み指令 第14条 顕著な市場支配力を有する(SMP)事業者を規定</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信法 第78条 顕著な市場支配力を有する(SMP)事業者を規制</li> <li>・通信法第 370条 反競争的行為を競争当局と監視</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1974年通商慣行法 Part XIB 実質的な市場支配力を有するキャリアまたはキャリアサービスプロバイダーによる反競争的行為を禁止</li> </ul>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信競争令2005 第8条 支配的地位の濫用、不公正競争を禁止</li> <li>・電気通信競争ガイドライン 支配的地位の濫用、不公正競争の禁止等に関する指針</li> </ul>
香港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信令 第7K条 反競争的行為の禁止</li> <li>・電気通信令 第7L条 支配的地位の濫用の禁止</li> </ul>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1986年通商法 第2章36項 市場支配力を有する事業者に対する行為を規制</li> </ul>

# 総合的な市場支配力の問題

アクセス分離だけで公正競争が担保されるわけではない。顧客基盤・ブランドを継承して連携する

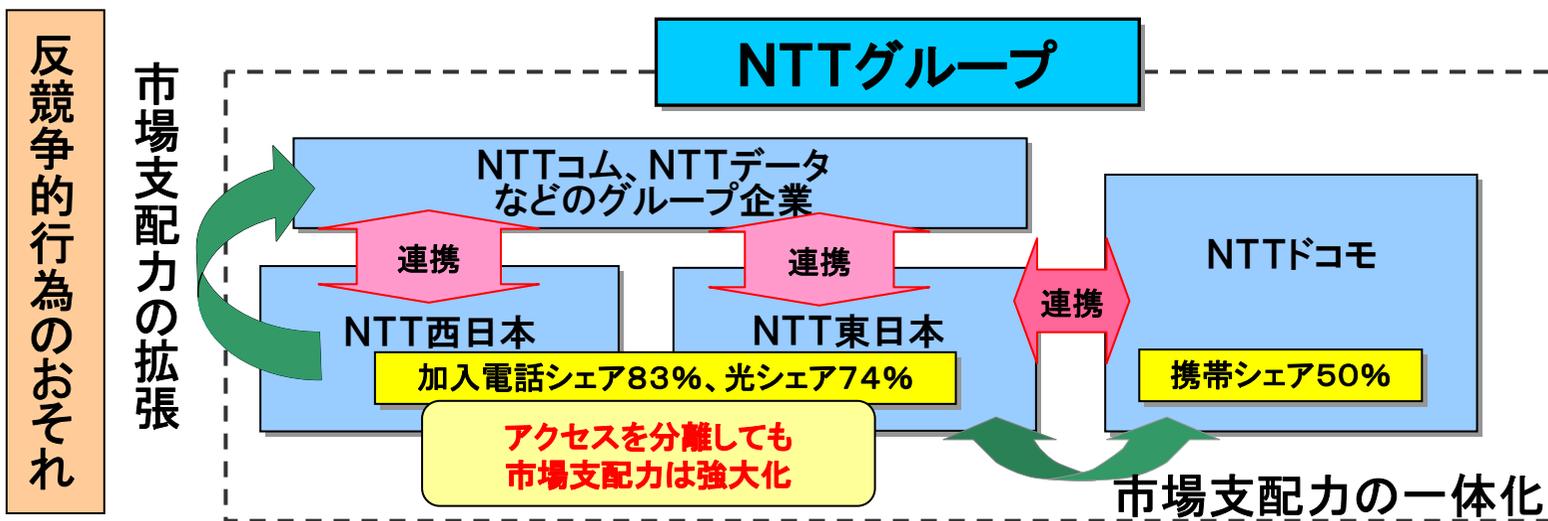
## NTTグループの市場支配力は引き続き強大化

「競争セーフガード制度」等により、現行制度による公正競争の確保の検証を行ってきているものの、更に人材、情報等グループ経営資源の交流・共有を完全に断ち切り、

## 反競争的行為を抑止するための仕組み

がなければ、公正競争は実現しない

※「第1回合同ヒアリング」当社資料P. 21参照  
 ※「接続ルールヒアリング」当社資料 P. 16 参照

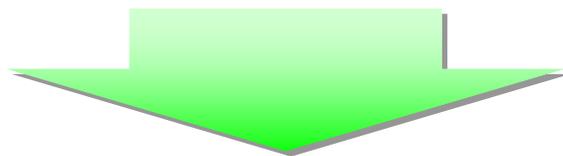


## グループ連携に起因する公正競争上の問題

例えば、



NTT東・西とNTTコムや  
子会社による共同営業のおそれ



ドコモショップにおける  
NTT東・西サービスの連携販売で  
内部補てんの懸念

# 総合的な市場支配力の問題 ～事業売上高の比較～

**約4.4兆円**

NTTコム  
11,271億円

NTT西  
(利用部門)  
15,605億円

NTT東  
(利用部門)  
16,919億円

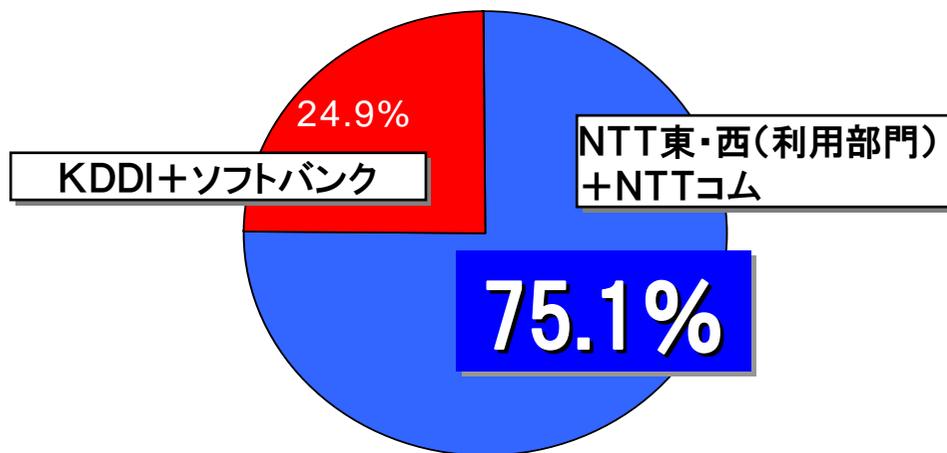
アクセス会社  
(管理部門)  
18,530億円

KDDI(固定)  
8,487億円

ソフトバンク(固定)  
6,050億円

※ブロードバンド・インフラ事業  
+固定通信事業

事業売上高シェア(2008年度)

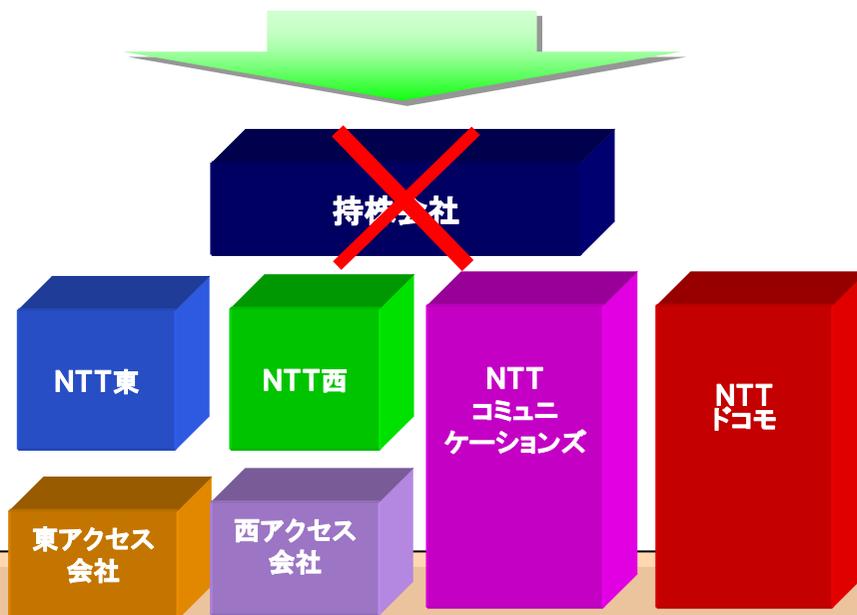


出典) (NTT東・西)接続会計報告書、(NTTコム)決算公告  
(KDDI、ソフトバンク)有価証券報告書に基づき作成

**アクセスを分離してもNTTグループ各固定  
事業会社は売上高で競争事業者を凌駕**

# 公正競争実現に向けて

NTTの市場支配力=ボトルネック独占+総合的な市場支配力



総合的な市場支配力に基づく競争ルールの整備を行うか、  
持株会社の廃止により市場支配力そのものをなくす措置が必要

# まとめ

「光の道」構想は、多様な事業者が多様な事業形態で、自由かつ公正な競争を行うことを通じて新しい価値を創造し、国民のICT利活用に結び付けていくことによって実現される。

公正競争を実現するためには、インフラ設備に技術革新をもたらす「設備競争」を軸として「サービス競争」を組み合わせ、全国で多様な事業者が利用者に様々な選択肢を提供できる環境を担保することが必要。

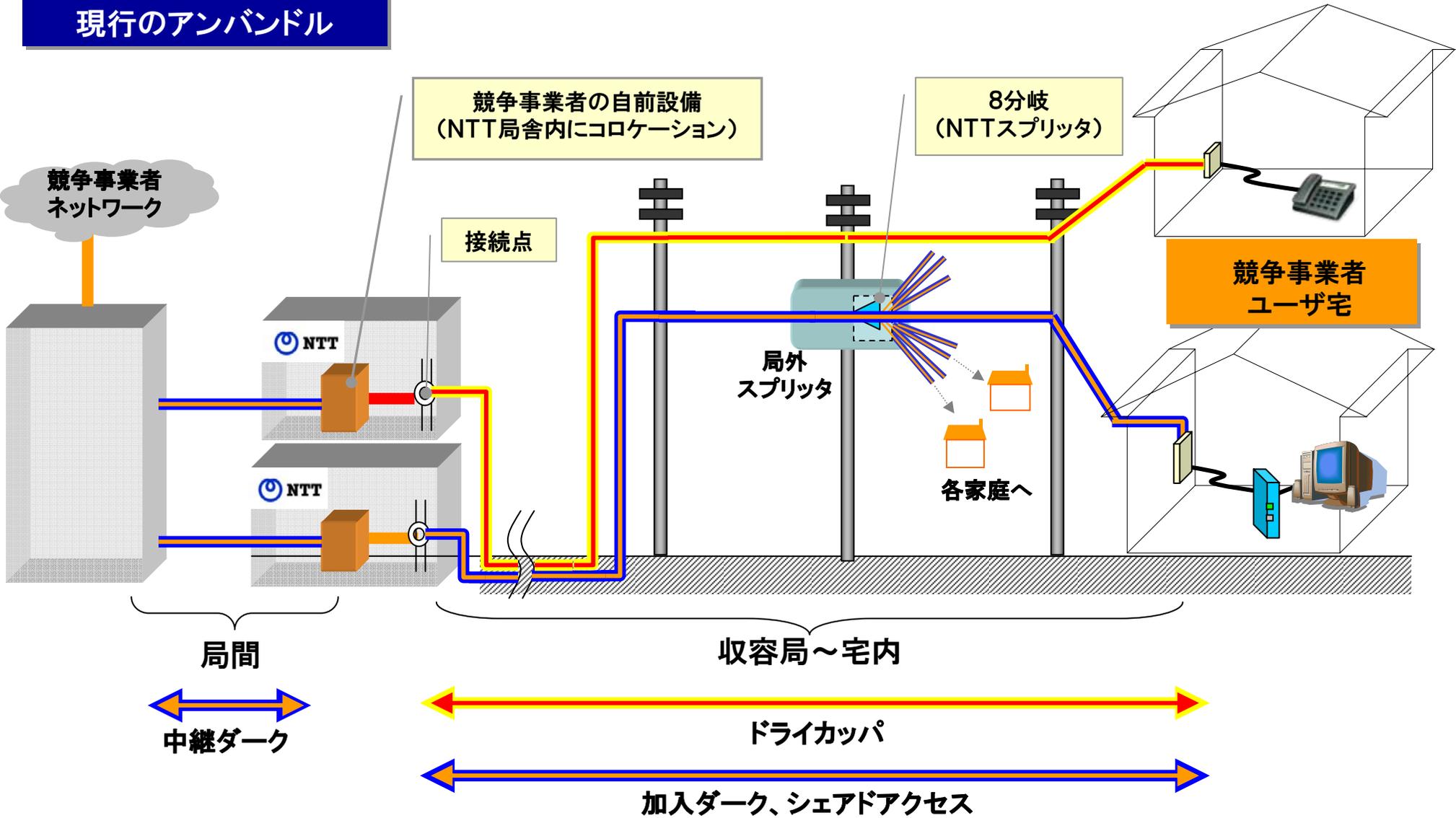
その際には、「NTT東・西がボトルネック設備を保有することに起因する問題」「NTTグループの市場支配力の問題」を解消することが不可欠。

これらの競争政策を速やかに実行することにより、ブロードバンドの利用率100%を達成し、国民の生産性を3倍にすることで2020年以降、約3%の持続的経済成長を実現。

日本の国際競争力の向上、ICT産業の発展、ひいては豊かな社会の構築につなげるべき。

# (参考1) 現行の接続ルール

## 現行のアンバンドル



## (参考2) NGNの開放

アクセス分離後も、NTT東・西のサービス提供会社は、加入電話の顧客基盤を引き継ぎ、全国でアクセス会社と接続可能。

NTT東・西のサービス提供会社に対する

**NGN加入者回線のオープン化** が必要

